

平成30年度 第3回富田林市都市計画審議会 議事録

平成30年11月22日開催
市役所2階 全員協議会室

○内容

- ・議第1号 南部大阪都市計画生産緑地地区の変更について（付議）
- ・報告1 生産緑地法の改正に伴う運用について
- ・報告2 富田林市都市計画マスタープランの改定について

○富田林市都市計画審議会委員

・出席委員

置田 修、山元 直美、土井 廣和、浅岡 均、吉村 善美、鈴木 憲、増田 昇、
草尾 勝司、西川 宏郎、川谷 洋史、高山 裕次、京谷 精久、山本 剛史、岡田 英樹、
伊東 寛光、吉年 千寿子、川上 浩、尾花 英次郎、西尾 進

・欠席委員

佐久間 康富

○事務局

・まちづくり政策部

皆見 貴人、森木 和幸

・まちづくり政策部 まちづくり推進課

仲野 仁人、尾崎 竜也、福元 研一、加茂 武、岡本 一郎

・産業環境部

杉分 英夫

《事務局：尾崎》

皆さんおはようございます。定刻となりましたので、只今から平成30年度第3回富田林市都市計画審議会を開催させていただきます。

わたくしは、まちづくり推進課の尾崎でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

委員の皆様方には、お忙しいところをお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

それでは、まず、お手元の資料の確認をさせていただきます。会議次第、委員名簿、配席図、議案書、資料を用意させていただいております。配布資料に漏れなどはございませんでしょうか。

本日は、委員総数20名中、現在18名にご出席をいただいております。審議会条例第5条第2項による定足数をみたしておりますことを、まずご報告させていただきます。

なお、『佐久間委員』におかれましては、本日はご欠席との連絡、また、山元直美委員におかれましては、先ほど少し遅れての参加との連絡をいただいております。

ご承知のとおり、本審議会の議事につきましては、本市の「会議の公開に関する指針」により公開することとなっておりますので、あらかじめご了承願います。

では、議事に入ります前に、事務局よりお知らせがございます。ご発言の際には、マイクのボタンを押していただいてからご発言いただきますようお願いいたします。

それでは、以後の進行につきましては増田会長にお願い申し上げます。

《議長：増田会長》

皆さん、おはようございます。ご出席を賜りましてありがとうございます。

只今より、平成30年度第3回富田林市都市計画審議会を始めさせていただきます。

本日の案件ですけれども、議案が1件、報告が2件でございます。進捗の時間も見ながら休憩も挟んで進めてまいりたいと思いますのでよろしくお願ひしたいと思います。

それと、吉村委員と鈴木委員については、公務で途中退席されるということです。

それではまず、議事録署名人ですけれども、本日は西尾委員にお願いしたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

《西尾委員》

了解しました。

《議長：増田会長》

それでは、会議次第によりまして会議を進めさせていただきます。まず議第1号「南部大阪都市計画生産緑地地区の変更について」、付議案件でございますけれども、事務局から説明をお願いしたいと思います。よろしくお願ひします。

《事務局：岡本》

まちづくり推進課の岡本と申します。よろしくお願ひいたします。

それでは、議第1号「南部大阪都市計画生産緑地地区の変更について」説明させていただきます。お手元の資料では1ページ、議案書では1ページとなります。

それでは説明させていただきます。

生産緑地とは、市街化区域内にある農地で、良好な都市環境の形成に資するために保全するもので、生産緑地法第3条において規定されています。また、生産緑地は、都市計画法第8条で定める地域地区の一つであり、生産緑地地区の決定については、都市計画法に基づくものとなります。

なお、決定権者は富田林市であることから、本審議会での議決を経て、都市計画決定を行うこととなります。

続きまして、生産緑地の指定要件について説明します。

生産緑地地区として指定するには、市街化区域内にある農地等で、都市環境の保全等の良好な生活環境の確保に相当の効用がある土地であること、500平方メートル以上の規模の区域であること、農業の継続が可能な条件を備えている区域であることが必要となります。

生産緑地地区に指定されますと、基本的に農地等以外の土地利用が不可能となりますが、生産緑地法

第10条に規定されている買取り申出後の行為制限解除により、農地等以外の土地利用が可能となります。

それでは、生産緑地法第10条の買取り申出について説明します。

生産緑地法第10条による買取り申出とは、市や近隣の農業従事者などに対して生産緑地の買取りを求めるもので、指定から30年が経過した場合や、農業に従事されている方が死亡や故障で農業に従事できない状態になった場合、生産緑地法第10条の買取り申出の手続きが可能になります。ここで言う故障とは、農業従事が不可能な、身体障がいや病気のことを指します。買取り申出がなされた土地について、市は申出の日から1ヶ月以内に、買い取るか、買い取らないかの回答をしなければなりません。結果として買い取らなかった場合、申出地について市から、農協や農業委員会に依頼し、農業従事されている方に斡旋を行います。斡旋が成立した場合、生産緑地として農地を売買することが可能になります。斡旋が不成立の場合は、生産緑地地区としての土地利用の制限がなくなることとなります。これを、行為制限解除といい、生産緑地法第14条に規定されています。行為制限解除になると、農地等以外の土地利用が可能になります。行為制限解除となるまでの所用期間は、買取り申出の日から3ヶ月となります。以上で買取り申出についての説明を終わります。

次に、都市計画審議会（付議）までの流れについて、説明します。

本日の審議会では、平成29年5月1日から平成30年4月30日までに買取り申出があったものについて、ご審議いただくこととなります。

こちらについては、審議会に付議させていただくまでに、大阪府との協議及び縦覧期間などに数ヶ月を要することから、例年、4月30日までの過去1年分を、本審議会に付議させていただいております。そのため、今回の変更地区を説明させていただく中で、買取り申出から3ヶ月経過し、行為制限解除ののち、関係法令の手続きを経て、既に土地利用がなされている地区もございます。

それでは、今回の生産緑地地区の変更地区の説明をさせていただきます。

まず、喜志町一丁目5ですが、黄色で着色しております、約0.23ヘクタールを廃止し、約0.4ヘクタールに区域変更するものです。変更の理由は、生産緑地法第10条に基づく主たる農業従事者の故障及び死亡によるものです。また、黄色で着色した部分の廃止に伴う分割により、青色で着色した約0.07ヘクタールを、喜志町一丁目6として新たに名称を定めるものです。

次に、喜志町二丁目2ですが、黄色で着色しております、約0.1ヘクタールを廃止し、約0.24ヘクタールに区域変更するものです。変更の理由は、主たる農業従事者の故障によるものです。また、黄色で着色した部分の廃止に伴う分割により、青色で着色した約0.21ヘクタールを、喜志町二丁目7とし、紫色で着色した約0.06ヘクタールを、喜志町二丁目8として新たに名称を定めるものです。

次に、桜井町一丁目8ですが、黄色で着色しております、約0.04ヘクタールを廃止し、約0.4ヘクタールに区域変更するものです。変更の理由は、主たる農業従事者の死亡によるものです。

次に、若松町五丁目2ですが、黄色で着色しております、地区の面積の全てに当たる、約0.33ヘクタールを、主たる農業従事者の故障により廃止するものです。

次に、甲田5ですが、黄色で着色しております、約0.12ヘクタールを廃止し、約0.46ヘクタールに区域変更するものです。変更の理由は、主たる農業従事者の故障によるものです。また、黄色で着色した部分の廃止に伴う分割により、青色で着色した約0.18ヘクタールを、甲田44として新たに名称を定めるものです。

次に、甲田9ですが、黄色で着色しております、地区の面積の全てに当たる、約0.2ヘクタールを、主たる農業従事者の故障及び死亡により廃止するものです。

次に、寿町四丁目8ですが、黄色で着色しております、約0.21ヘクタールを廃止し、約0.13ヘクタールに区域変更するものです。変更の理由は、主たる農業従事者の故障によるものです。

次に、甲田12ですが、黄色で着色しております、地区の面積の全てに当たる、約0.15ヘクタールを主たる農業従事者の死亡により廃止するものです。

次に、五軒家二丁目4ですが、黄色で着色しております、約0.07ヘクタールを廃止し、約0.06ヘクタールに区域変更するものです。変更の理由は、主たる農業従事者の故障によるものです。

最後に、西板持町八丁目3ですが、黄色で着色しております、地区面積の全てに当たる、約0.05ヘクタールを、主たる農業従事者の死亡により廃止するものです。以上で、変更地区の説明を終わります。

なお、今回の変更地区の一覧は、画面に表示しております新旧対照表のとおりとなります。新旧対照表については議案書11ページにも添付しております。

都市計画変更の理由につきましては、生産緑地法第10条の規定に基づく買取り申出後の行為制限解除に伴い、喜志町一丁目5地区ほか13地区について、区域変更、それに伴う地区の分割による追加及び廃止を行うものでございます。

これらの生産緑地地区についての都市計画法上の手続きの流れは次のようになります。

都市計画の案を作成したのち、大阪府との協議を行い、平成30年9月19日～10月2日までの期間、都市計画の案の縦覧を行いました。縦覧期間中の意見書の提出はありませんでした。そして、今回、本審議会にて議決をいただきましたら、都市計画決定となり、都市計画の告示・縦覧を行ってまいります。なお、原案通り変更が議決されますと、本市の生産緑地地区は議案書3ページから10ページに記載しております、271地区、面積約55.9ヘクタールへ変更となります。

以上で議第1号「南部大阪都市計画生産緑地地区の変更について」の説明を終わります。ありがとうございました。

《議長：増田会長》

はい、どうもありがとうございました。ただいま説明を受けました議第1号「南部大阪都市計画生産緑地地区の変更について」、何かご質問、ご意見等ございますでしょうか。

特によろしいでしょうか。毎年肅々とやってきているという状況ですけれども、よろしいでしょうか。

はい、ありがとうございます。それでは、お諮りしたいと思います。議第1号について、原案どおり可決する事に、ご異議ございませんでしょうか。

《各委員》

異議なし。

《議長：増田会長》

はい、ありがとうございます。異議が無いようですので、議第1号「南部大阪都市計画生産緑地地区の変更について」原案どおり可決することといたします。

それではあと報告案件が2件ございます。

続きまして、報告1「生産緑地法の改正に伴う運用について」事務局より説明をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

《事務局：岡本》

それでは、報告1「生産緑地法の改正に伴う運用について」、報告させていただきます。お手元の資料では9ページになります。

前回の審議会で生産緑地法の改正について、説明いたしました。改正された内容は、「面積要件の緩和」、「建築規制の緩和」、「特定生産緑地制度の創設」の3点でございます。

本日は「面積要件の緩和」、「特定生産緑地制度の創設」に係る、本市における今後の運用について説明いたします。

まず、「面積要件の緩和」について、説明します。

現在、本市において生産緑地地区に指定するための面積要件は500平方メートル以上の規模の区域としております。

法改正により、面積要件を300平方メートル以上500平方メートル未満の範囲とすることを条例で定めることが可能となりました。これを受けまして、本市としましては、面積要件を引き下げること、他の生産緑地の廃止に伴い、面積要件不足により道連れ廃止となる生産緑地を少しでも減らすことができ、また、今まで生産緑地地区に指定することができなかった小規模な農地が指定可能となることで、多様な機能を有している都市農地の保全につながると考え、庁内関係各課調整の上で、面積要件を300平方メートル以上の規模の区域とする条例を制定する方向で進めてまいりたいと考えております。

この条例が制定されますと、来年度に広報誌・ウェブサイト・農業委員会だよりなどで広く周知を行った上で、追加指定の受付を行う予定をしております。

次に「特定生産緑地制度の創設」について、説明します。

法改正により、生産緑地地区に指定されてから30年が経過する前に、所有者の意向を基に、特定生産緑地に指定することで、買取り申出の期日を10年間延期する特定生産緑地制度が創設されました。2022年には、本市が平成4年に当初指定した多くの生産緑地地区が指定後30年を迎えることとなります。これを受けまして、具体的な内容は現在検討中でございますが、来年度より広報誌・ウェブサイト・農業委員会だより・説明会などを活用いたしまして、広く周知を行い、所有者の意向を把握した上で、指定の手続きを進めてまいりたいと考えております。

以上で、報告1「生産緑地法の改正に伴う運用について」の説明を終わります。ありがとうございました。

《議長：増田会長》

はい、どうもありがとうございました。ただいま説明を受けました報告1「生産緑地法の改正に伴う運用について」、何かご質問、ご意見等ございますでしょうか。いかがでしょうか。

少し前回も、アナウンスをいただいたと思いますけれども。よろしいでしょうか。

はい、ありがとうございます。ご質問も無いということでございますので、前に進めさせていただきますと思います。本日最後の案件でございますけれども、報告2「富田林市都市計画マスタープランの

改定について」、過去2年度に渡って数回ここで議論してきましたけれども、パブコメ原案の取りまとめということが今日の段階になろうかと思えます。事務局より説明をお願いしたいと思えます。

《事務局：加茂》

まちづくり推進課の加茂と申します。よろしく申し上げます。

それでは、報告2「富田林市都市計画マスタープランの改定について」、説明します。お手元の資料では、11ページになります。

まず、本日の説明内容についてですが、はじめに、都市計画マスタープランの概要について、また、今年9月に開催いたしました住民説明会について説明させていただき、その後、説明会でのご意見を踏まえ改めて整理いたしました改定案について、また、今後の予定について、要点を抜粋の上、説明させていただきます。

まず、「都市計画マスタープラン」についてですが、都市マスは、都市計画法に規定される「市町村の都市計画に関する基本的な方針」であり、まちづくりの具体的な指針、都市整備の方針、市全体や地域別のまちづくり構想について定めるものです。

本市における策定状況としましては、平成10年に第一次都市マスを策定。平成19年に第二次都市マスに改定したのち、平成26年に時点修正を行ったところであり、今回は、第二次都市マスが計画期間を満了したことから、市民意向や本審議会のご意見を参考に、第三次都市マスへの改定を進めているところです。

次に、「計画期間」については、概ね20年後を展望しつつ、10年間としており、本市全域が「計画対象区域」となっています。

なお、資料の12ページの内容につきまして、一点、資料の訂正をさせていただきます。目標期間につきまして、2028年3月までと記載をさせていただいておりますが、2029年3月までが正しい記載でございます。

次に、都市マスの「構成」としましては、社会情勢や市の現状、市民意向などを示す「現状と課題」、まちの将来像や目標、市全体に関する分野別のまちづくりの方針を示す「全体構想」、各地域の将来像や地域づくりの方針を示す「地域別構想」、また、全体構想、地域別構想を推進するための行政・市民等の役割や、計画の進行管理の方針を示す「計画の推進にあたり」で構成しております。

次に、住民説明会について、説明します。

住民説明会は、9月22日から24日までの3日間、市役所会議室にて、地域別に開催いたしました。開催にあたっては、広報誌、ウェブサイトにて周知し、合計27の方が出席されました。当日は、都市マスの概要から、現状と課題、全体構想、地域別構想、計画の推進にあたりについて、説明いたしました。

出席者からの主なご意見を分野別に取りまとめております。文末の括弧内には、発言者の居住地域を記載しており、複数の分野にまたがると思われるご意見につきましては、両方の分野に記載をさせていただいております。

まず、「まちづくり全般」につきましては、「地域の実情に応じたまちづくり」についてご意見がございましたが、こちらにつきましては、全体構想の中で土地利用方針を示すとともに、地域別構想の中で、地域の実情に応じたまちづくりの方針を記載しております。

次に、「若者が関心を持つまちづくり」、「市の中心部における大型商業施設の立地」につきましては、市民アンケート調査における「希望するまちの将来像」においても、「買い物に便利なまち」が過半数を占めていることから、地区計画制度などの活用により、大規模集客施設の立地促進など、地域の特性に応じた計画的な土地利用を推進してまいります。

次に、「観光資源を活かしたまちづくり」につきましては、「景観形成・地域資源活用の方針」の中で、富田林寺内町をはじめとした地域資源を活かしたまちづくりを推進する旨、記載しております。

次に、「現実的な人口推計」につきましては、後ほど説明いたします国立社会保障・人口問題研究所における人口推計も踏まえた、まちづくりに取り組んでまいります。

次に、「交通施設」につきましては、「高速道路の整備による企業誘致」についてご意見がございましたが、こちらにつきましては、全体構想における「交通施設の方針」の中で、大阪南部高速道路について記載しております。

次に、「バス路線網の整備」につきましては、都市機能が集積する拠点への交通利便性を確保するため、速達性と需要に応じたバス路線網の整備について検討してまいります。

次に、「高齢化社会における交通手段の確保」につきましては、同じく、バス路線網の整備について検討するとともに、地域特性に応じた交通サービスを確保するため、地域・交通事業者・行政が相互に連携を図りながら、地域住民が主体となって運行する交通サービスの導入について検討してまいります。

次に、「都市計画道路：甲田桜井線の整備」や「近鉄川西駅周辺におけるバスターミナルの整備」に関する要望をいただいております。このうち、甲田桜井線については、現行の計画区域内には住宅が複数立地していることから、事業費削減のため、石川の堤防などを一部活用した整備について検討して欲しいとの要望でございます。

次に、「防災・防犯」につきましては、「各設備の維持管理など」についてご意見がございましたが、こちらにつきましては、「全体構想」における「防災・防犯の方針」の中で、防犯カメラの設置や維持管理などについて記載しております。

最後に、「河川の整備や堤防の補強」につきましては、水害を防止するため、河川における流水断面の確保と護岸の改修・補強について検討してまいります。

以上で住民説明会についての説明を終わります。

次に、本日お手元にお配りさせていただいております、前回の審議会後に改めて整理いたしました改定案について、要点を抜粋の上、説明させていただきます。

まず、「全体構想」について説明します。

「全体構想」では、「まちの将来像」、「まちづくりの目標」、「まちづくりの方針」などについて定めます。

まず、「まちの将来像」については、「歴史・文化・自然が調和する都市 富田林 ～次世代に繋ぐ安全・安心・快適なまち～」としており、さらに、「将来像」を実現するため、「まちづくりの目標」として、「都市の活力あふれる持続可能なまちづくり」など、ご覧の5つの目標を設定しております。

次に、「推計人口」については、上位計画であります「人口ビジョン」に基づくものとしておりますが、平成30年3月に国立社会保障・人口問題研究所が実施した推計では「人口ビジョン」を下回る結果であったことから、当該推計や今後の人口動態などを踏まえながら、生産年齢人口の増加や、人口減少の抑制に取り組むと同時に、人口変化に対応したまちづくりに取り組んでまいります。

次に、「まちづくりの方針」について、説明します。

「まちづくりの方針」は、「まちの将来像」、「まちづくりの目標」を実現するにあたり必要な取組みについて、分野ごとの方針を定めるもので、ご覧の9つの方針で構成します。

まず、「土地利用の方針」については、「持続可能なまちづくり」をめざすものとし、「市街化区域」においては、計画的な市街地の形成を基本としつつ、無秩序な市街地拡大の抑制に努めるとともに、安全で便利な市街地への居住誘導を図るなど、コンパクトなまちづくりを推進します。また、必要に応じた用途地域の見直しなど、土地利用の適正な規制・誘導を行います。

「市街化調整区域」においては、市街化の抑制を基本としつつ、地区計画等による良好な既存ストックの有効活用とともに、農地や森林の保全・活用など、地域活力の維持・向上に努めます。また、エリア別の土地利用方針を定め、健全な土地利用の誘導を図ってまいります。

次に、「交通施設の方針」については、「快適な交通ネットワークの形成」をめざすものとし、広域幹線道路や都市計画道路等の整備により、幹線道路ネットワークを強化し、自動車交通の円滑化を図るとともに、安全な通行を確保します。

また、公共交通機関を中心とした交通ネットワークを形成するとともに、新たな交通システム等の導入を検討し、だれもが移動しやすく、歩いて暮らせるまちづくりを進めてまいります。

次に、「市街地・住宅地の方針」については、「暮らしやすい生活環境の形成」をめざすものとし、企業誘致などに取組み、地域経済の活性化を図るとともに、拠点における都市機能の集積と公共交通ネットワークの連携を強化し、買い物や子育てなど、多様なニーズに対応したまちづくりを推進します。

また、空き家対策、高齢化に対応した住まいづくりなど、良好な住環境の維持・向上を図るとともに、居住の誘導を促進します。

また、金剛地区等のニュータウンの再生とともに、公的住宅の適正な管理と必要な整備に取り組んでまいります。

次に、「公園・緑地の方針」については、引き続き、「みどりの保全・活用」に努めるものとし、公園の整備、施設の維持・管理に努めるなど、誰もが安全・安心に遊べる環境を確保します。

また、山林や農地等のみどりの保全・活用をはじめ、みどりのネットワークの形成、自然生態系の保全、生物多様性の確保、緑化の推進など、市民とともにみどりの育成に努めてまいります。

次に、「上下水道・河川の方針」については、引き続き、「水の適正な管理」に努めるものとし、「上水道」については、「富田林市水道事業ビジョン」を基に、「安全・安心な水道」「持続可能な水道」などを基本に、安定した供給を展開します。

また、「下水道」については、地域の実情に応じて、浄化槽による整備も併せて推進します。

また、「河川」については、「人命を守ることを最優先」を基本理念に整備を推進します。また、地域住民との協働により、水辺空間の取組を促進してまいります。

次に、「その他公共施設等の方針」については、引き続き、「良好な施設サービスの提供」に努めるものとし、公共施設については、「富田林市公共施設再配置計画」に基づき、「量から質へ」の考えを基に、「総量の最適化」、「長寿命化」及び「ライフサイクルコストの縮減」を柱とする「公共施設マネジメント」を推進してまいります。

次に、「防災・防犯の方針」については、引き続き、「安全・安心な暮らしの実現」に努めるものとし、土木構造物の補修工事や、上下水道などの地震に対する安全性の向上、河川における護岸の改修・補強などに取組むとともに、防災訓練等を通じた市民の防災意識の高揚や、自主防災組織等の設置促進等に

より地域防災力の向上と災害に強いまちづくりを推進します。

また、「富田林市地域防災計画」に基づき、防災・減災対策とともに、復旧・復興対策等を推進します。

また、市民や関係団体、警察等との連携を強化し、市民一人ひとりの防犯意識の向上を図るとともに、地域ぐるみの見守り体制の強化や防犯環境の整備により、犯罪のない地域づくりを推進してまいります。

次に、「自然環境・環境保全の方針」については、引き続き、「健康的な暮らしの実現」に努めるものとし、市民や関係団体、民間事業者等との連携・協働により、山林、里山、河川等の自然環境の保全や、環境美化に向けた取組を推進します。

また、コンパクトな市街地の形成等によるCO2排出量の削減、省エネルギー化やクリーンエネルギーの利用促進、4Rの推進など、循環型社会、低炭素社会の実現に向けた取組を全市的に進めてまいります。

最後に、「景観形成・地域資源活用の方針」については、引き続き、「富田林市の魅力向上」に努めるものとし、地区計画や建築協定などの制度を活用し、個性と魅力ある景観形成を進めます。

また、市民や関係団体、民間事業者等との連携・協働により、富田林寺内町や豊かな自然環境などの地域資源の有効活用とともに、インバウンドの獲得に向けた環境整備や情報発信の強化、周辺の観光拠点との連携による広域的な取組などにより、観光振興を推進してまいります。

ここで、説明者を交代させていただきます。

《事務局：尾崎》

引き続き、「地域別構想」について説明します。

地域別構想では、全体構想の内容を踏まえ、各地域が持つ「課題」に対応した「地域づくりの方針」について定めます。

地域別構想における地域区分は、区域区分や地形等の自然的条件などを考慮した上で、まとまりのある範囲を定めるものであり、改定都市マスにおきましては、市域をご覧の8地域に区分しております。なお、市全体に関する取組みについては、「全体構想」の中で記載をいたしますので、地域別構想における各地域の「将来像」「目標」「地域づくりの方針」について、順に説明いたします。

まず、「北部地域」については、「地域の将来像」を「若者で賑わう、だれもが安心・快適に暮らせるまち」とし、「将来像」を実現するにあたって、「地域づくりの目標」を3点設定しております。

まず、「近鉄喜志駅周辺を拠点としたまちづくり」については、駅周辺における、都市機能や居住の誘導を検討するとともに、駅周辺や幹線道路沿道における、商工業の活性化と企業立地を推進してまいります。

次に、「地域資源を活かしたまちづくり」については、「自然や歴史環境の保全と活用」として、石川や粟ヶ池などの景観の向上と動植物の生息、生育環境を保全してまいります。

最後に、「住み心地の良い地域環境の形成」については、「道路環境の向上」として、(主要地方道)美原太子線の整備を促進するとともに、近鉄喜志駅～富田林駅間の鉄道高架化の早期完了をめざしてまいります。

次に、「中部地域」については、「将来像」を「歴史と交流の中心、暮らしに便利なまち」としてまいります。

まず、「近鉄富田林駅～富田林西口駅周辺を拠点としたまちづくり」については、駅周辺における都市

機能や居住の誘導を検討します。また、「道路環境の向上」として、「バリアフリー基本構想」に基づく駅周辺における未整備路線の整備を推進してまいります。

次に、「産業の活性化と観光の振興」については、「産業の活性化」として、富田林中小企業団地などにおける、商工業の活性化と企業立地を推進します。また、「観光の振興」として、富田林寺内町の景観の保全、歴史的建造物の保存と、観光客の受入れ体制や施設の整備に努めてまいります。

最後に、「住み心地の良い地域環境の形成」については、「道路環境の向上」として、(都市計画道路) 狭山河南線、甲田桜井線、北大伴東板持線などの整備を促進してまいります。

次に、「東部地域」については、将来像を「まちの資源を活かした活力と魅力あふれるまち」としております。

まず、「地域資源を活かしたまちづくり」については、「産業の活性化」として、幹線道路沿道などにおける商工業の活性化と企業立地を推進してまいります。

次に、「便利で快適な交通環境の形成」については、「公共交通の維持・向上」として、都市機能が集積する拠点への速達性と需要に応じたバス路線網の維持を図ります。また、「道路環境の向上」として、(都市計画道路) 北大伴東板持線の整備、また、(府道) 富田林五条線の道路改良、及び、歩道整備事業を促進してまいります。

最後に、「住み心地の良い地域環境の形成」については、「安全・安心なまちづくりの推進」として、河川における流水断面の確保と、護岸の改修、補強を実施してまいります。

次に、「中南部地域」については、将来像を「石川のほとりの豊かな自然、便利で快適に暮らせるまち」としております。

まず、「近鉄川西駅、滝谷不動駅周辺を拠点としたまちづくり」については、駅周辺における、都市機能や居住の誘導を検討するとともに、駅周辺や幹線道路沿道における、商工業の活性化と企業立地を推進します。また、「公共交通の維持・向上」として、近鉄川西駅のバリアフリー化を進めてまいります。

次に、「地域資源を活かしたまちづくり」については、「自然環境の保全と活用」として、石川などの景観向上と動植物の生息、生育環境の保全を行ってまいります。

最後に、「住み心地の良い地域環境の形成」については、「道路環境の向上」として、(都市計画道路) 甲田桜井線の整備、また、(府道) 森屋狭山線の歩道整備事業を促進してまいります。

次に、「東南部地域」については、将来像を「豊かなみどりにあふれ、心やすらぐまち」としております。

まず、「農業公園・スポーツ公園等の地域資源を活かしたまちづくり」については、「地域資源を活かしたまちづくり」として、総合スポーツ公園、農業公園サバーファームの適切な維持、管理に努めてまいります。

次に、「便利で快適な交通環境の形成」については、「公共交通の維持・向上」として、都市機能が集積する拠点への速達性と需要に応じたバス路線網の維持を図ります。また、「道路環境の向上」として、(府道) 甘南備川向線、森屋狭山線における歩道整備事業を促進してまいります。

最後に、「住み心地の良い地域環境の形成」については、「住環境の維持・向上」として、地域の実情に応じた、狭あい道路の改善や公園の確保などを促進してまいります。

次に、「西南部地域」については、将来像を「みどりに寄り添い、便利で安心して暮らせるまち」としております。

まず、「南海滝谷駅周辺を拠点としたまちづくり」については、駅周辺における都市機能や居住の誘導を検討してまいります。

次に、「錦織公園等の地域資源を活かしたまちづくり」については、「自然環境の保全と活用」として、錦織公園などの豊かなみどりを保全、活用してまいります。

最後に、「住み心地の良い地域環境の形成」については、「道路環境の向上」として、（都市計画道路）須賀錦織線の整備、また、（主要地方道）富田林泉大津線、河内長野美原線の歩道整備事業を促進します。また、「安全・安心なまちづくりの推進」として、広域避難地である錦織公園の防災機能の充実及び維持管理を推進してまいります。

次に、「金剛地域」については、将来像を「みんなで育む、活気に満ちたまち」としております。

まず、「南海金剛駅～市役所金剛連絡所周辺を拠点としたまちづくり」については、駅周辺や市役所金剛連絡所周辺における都市機能や居住の誘導を検討してまいります。

次に、「まちの活力の維持・向上」については、「住環境の維持・向上」として、「金剛地区再生指針」に基づき、ニュータウンの再生・活性化を図ります。また、「公園等の有効活用」として、寺池公園や金剛中央公園における、地域の交流の場としての新たな活用や魅力づくりの可能性等を検討してまいります。

最後に、「住み心地の良い地域環境の形成」については、「道路環境の向上」として、（都市計画道路）狭山河南線などの整備を促進します。また、「良好な景観の形成」として、ふれあい大通りや幹線道路沿道における、美しい街路樹や沿道のみどり空間を創出してまいります。

次に、「金剛東地域」については、将来像を「多様な世代がふれあう、生活に便利で住みよいまち」としております。

まず、「商業エリアを拠点としたまちづくり」については、商業エリアにおける都市機能や居住の誘導を検討するとともに、「医療拠点の充実」として、大阪府済生会富田林病院の建替えに対する支援を行ってまいります。

次に、「便利で快適な交通環境の形成」については、「公共交通の維持・向上」として、都市機能が集積する拠点への速達性と需要に応じたバス路線網の維持を図ります。また、「道路環境の向上」として、（都市計画道路）八尾富田林線、狭山河南線、金剛東1号線などの整備を促進してまいります。

最後に、「住み心地の良い地域環境の形成」については、「良好な景観の形成」として、りぼん通りや幹線道路沿道における、美しい街路樹や沿道のみどり空間を創出してまいります。

次に、「計画の推進にあたり」について説明します。

「計画の推進にあたり」は、これまで説明させていただいた「全体構想」、「地域別構想」を推進するための行政・市民等の役割や、計画の進行管理を定めるもので、ご覧の内容で構成しております。

まず、「協働のまちづくりの考え方」では、近年は、地域社会の課題が複雑化していることから、行政だけではなく、市民や市民団体、事業者や大学なども含めた、さまざまな主体が協働のまちづくりに取り組む必要がある旨、定めており、「まちづくりの役割分担」では、それぞれの主体の、基本的な役割について定めております。

次に、「参加と協働の取組」では、市民の主体的なまちづくりを実現するにあたっての、行政の取組みの手順について定めております。

まず、「情報公開の推進」では、「広報誌やウェブサイト等の多様な媒体を活用した情報発信など」に

ついて。続く、「担い手の育成とネットワークの充実」では、「ワークショップの開催や、出前講座の実施など」について。続く、「まちづくりへの参加機会の確保」では、「各種審議会や委員会等への多様な参加機会の確保など」について定めてまいります。

次に、「協働のまちづくりの実践」では、「市民の主体的なまちづくりを推進するための支援」、「必要性、緊急性の検証による、効率的かつ効果的な事業推進」、「庁内組織の横断体制の充実や、関係機関との連携強化など」について定めてまいります。

次に、「計画の見直し」では、都市計画マスタープランの進行管理をPDCAサイクルで行います。また、今後の社会情勢の変化や、上位・関連計画と整合を図るため、概ね5年サイクルを基本として、進捗状況の評価や検証を行い、必要に応じて適宜見直しを行ってまいります。

最後に、「評価・検証の指標」では、都市計画マスタープランの評価・検証を行う上での目安として、ご覧のとおり「まちづくりの目標」ごとに指標を定めております。

最後に、「今後の予定」について説明いたします。

本日の審議会後、改めて、改定案を整理し、来年1月に、約1ヶ月間「パブリックコメント」を実施し、都市計画マスタープランの素案に対して、市民の意見書の提出を受けます。なお、パブリックコメントの実施にあたっては、広報誌、ウェブサイトにて広く周知いたします。

その後は、「パブリックコメント」でいただいたご意見も踏まえ、来年3月に開催を予定しております本審議会において、都市計画マスタープラン改定について、付議させていただければと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

以上で、報告2「富田林市都市計画マスタープランの改定について」の説明を終わらせていただきます。ありがとうございました。

《議長：増田会長》

はい、どうもありがとうございました。ただいま報告2の「富田林市都市計画マスタープランの改定について」ご説明をいただきました。ほぼ一時間近く経っておりますので、少し休憩を挟まさせていただいて、11時ちょうどから再開をするということで、少し小休憩を取りたいと思います。よろしくお願いいたします。

— 休 憩 —

《議長：増田会長》

皆さん戻られたと思いますので、再開したいと思います。報告案件でありました、マスタープランの改定について、ご質問あるいはご意見ございますでしょうか。いかがでしょうか。何回か詰めてきましたけれど、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

はい、伊東委員どうぞ。

《伊東委員》

すいません。この案というのは、このままもう出ちゃうものですか。

《議長：増田会長》

事務局、いかがでしょうか。

《事務局：尾崎》

ご意見等あれば、勿論それも踏まえて最終整理をさせていただくということですが、多少の文言の整理等ができていない部分がございますので、そこはさせていただく予定なんです。

《議長：増田会長》

はい、いかがでしょうか。

《伊東委員》

9ページなんですけれども。用途地域のところで、3つ目、4つ目が第一種中低層、第二種中低層と書いてますけど、これ合ってますか。中高層の間違いかな。

《議長：増田会長》

そうですね、ご指摘のとおりだと思います。

本編9ページ目のところの調整区域の下に用途地域というのがございまして、第一種低層住居、第二種低層住居、その次が第一種中高層なんですけれども、中低層と書かれてますので、この低を高に修正をいただくと、第二種の方も中高層です。はい、ありがとうございます。

はい、続きましてどうぞ。

《伊東委員》

続けて92ページなんですけど。これは細かい話なんですけど、下から2行目「りぼん通りや」ってところなんですけど、「や」だけ赤くなってたりとか。先ほど、文言の整理等はまだ行われてないということなんで、これから直されると思うんですけども、ちょっと細かいところもしっかり構成をお願いしたいと思います。

《議長：増田会長》

はい、ご指摘ありがとうございます。

他、いかがでしょうか。

《尾花委員》

お世話になっております、富田林土木事務所でございます。率直な感想という事で、お聞きいただいたら有り難いんですが。

パワーポイントの資料では23ページ、本編では98ページになります。評価検証の指標ですね。これを各種ご掲載いただいております、その中で2点なんですけれども、下段の「石川大清掃への参加人数」というところと、もう一つが「まちづくりについて考える機会への参加者数」と。これが、比較のとおり、現在値から10年後の目標値が結果として下がっている評価値になっておりまして、お

そらくは、人口減少の潮流等々が背景なのかなと思っているですけれども、石川大清掃は私ども土木事務所も関与させていただいておまして、皆様のお手を借りて、毎年参加をいただいておりますので、わずか159人の差でございますが、現状維持かあるいは少し目標値としては、増大させるようなご方針を立てていただけると有り難いなど。まちづくりについても、これは富田林市さんの主力の範囲だと思いますけれども、例えば比較をしますと、中段の防災訓練の参加人数は増える傾向でご掲載いただいておりますので、少しそのあたりの整理も含めてご検討をよろしくお願いいたします。

《議長：増田会長》

はい、ありがとうございます。いかがでしょうか。

《事務局：尾崎》

はい、ここに掲載させていただいてる目標値については、29年3月に策定させていただきました富田林市総合ビジョンおよび総合基本計画に掲載させていただいている数字を書かせていただいております。この中にも、現在値と目標値の記載があるんですが、例えば、石川大清掃であれば現在値としては6,294人という数字がございます、それを今後増やしていくというところで、この数字やったものが、ここ1年、2年で目標を達成してしまったというのが現状なんです。

《議長：増田会長》

まちづくりの方はいかがでしょう。

《事務局：尾崎》

まちづくりに関しましても、平成27年当時178人の参加ということでございますけれど、ここ数年、本市でいいますと、校区交流会議への参加であったり、金剛地区再生指針に基づきます金剛まちづくり会議、また、市民会議「Miraton」も開催させていただいており、その実績として目標を上回る数字が既に達成と言うか、実績としてはあるということで、こういう逆転という数字になってしまっている状況です。

《議長：増田会長》

いかがでしょうか。はい、どうぞ。

《尾花委員》

事情はよく分かりました。おそらく行政計画で、上位計画のご紹介なられた数値がなかなか動かせないということでしょうけども、幸いな事に現在値と掲載いただいたものが、少し過去より伸びているというご説明でしたので、例えばですけど、里山保全活動へは180人以上という、以上という文言をお使いになられているので、今の数年間の伸びを考慮されるのであれば、それぞれは7,000人以上とか、700人以上とお書きになる方法も有るんじゃないかなと思いますけれども。

《議長：増田会長》

それか、もしくはですね、総合基本計画から運用されてますので、現在値は総合基本計画の数値を入れて、下に括弧書きとして何年時点というふうに入れる方が良いのではないかと思いますね。そうでないと、委員ご指摘のあったように、まちづくり活動が低下するというふうなことであったりとか、清掃活動が減っていくというふうな形に、むしろ意思を示しているように見えますので、むしろそうではないという形を表現、工夫された方がご指摘のとおりだと思いますので、事務局の方で対応よろしく願いたいと思います。

よろしいでしょうかね。はい、ありがとうございます。西尾委員よろしく申し上げます。

《西尾委員》

すいません。資料の21ページですけども、地区別構想についての金剛東地域ですね。この中に、金剛東地域におけるけあばるの役割ですね。けあばるには地域包括センターがあり、また、市民の皆さんが利用する温水プール、並びに体力づくりの施設が有るんですけど、これについて全然触れてないんですけど、あえて触れてないのかどうか、それについてちょっとお聞きしたいんですけど。

《議長：増田会長》

パワーポイントの資料でいきますと21ページの上段の部分ですね。本編でいきますと90ページから92ページまでの間。ここでご指摘の内容が触れられてないですけどもというご指摘ですがいかがでしょうか。

《事務局：尾崎》

はい、本編の46ページにその他の公共施設の方針というところがございまして、その中で医療施設として富田林病院、また、2番目に福祉施設の記述がございまして。ご意見のけあばるに関しましては、案として掲載しないと決めた訳ではございませんので、一度担当課と話をさせていただいて、掲載について検討させていただきたいと思います。

《議長：増田会長》

はい、よろしいでしょうか。

《西尾委員》

了解しました。

《議長：増田会長》

ほか、いかがでしょうか。大体よろしいでしょうか。

それでは、今日は3点ほどご指摘があったと思います。誤字も含めてもう一度最終きっちりと構成をいただいて、誤字脱字が無いようにということのご指摘が1点。

2点目は目標数値の書き方ですけども、趣旨と違うような状態にならないように、増加を見込んでいくということで数値を掲げたと思いますので、そのへんの表現の工夫ですね。そこを少し年数を入れ

るなり、二段書きするなり、何らかの意味で総合基本計画の趣旨が間違っただけで伝わらないように工夫をいただくと。

もう1点は金剛東地域についてのけあばるについて、掲載をもう一度担当課でご検討いただきたい。この3点を踏まえまして、パブコメ原案としたいと思いますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。

よろしいでしょうか。はい、ありがとうございます。

それでは、今日いただひておりました案件ですね、議第1号と報告2件でございます。これをもちまして終わりたいと思ひますけれど、その他特にござひませんか。事務局の方はいかがでしょう。特にござひませんか。皆さん方いかがでしょう。よろしいでしょうか。

はい、ありがとうございます。それでは、これをもちまして平成30年度第3回富田林市都市計画審議会を終了したいと思ひます。どうも、ありがとうございました。